

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年3月2日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日	備考
1	<p>【5号機中央制御室換気空調系(C)の点検実施期限超過について】 当社社員が点検長期計画の進捗確認をしたところ、5号機中央制御室換気空調系(C)の空調機、ブースター排風機および冷却コイルの点検実施期限2021年1月を超過していることを確認。 原因は、2021年1月25日に換気空調系(A)の試運転完了後に換気空調系(C)の点検に入る予定としていたが、換気空調系(A)の試運転が変更となり、換気空調系(C)の点検工程も変更になったので点検長期計画の改訂が必要だったが担当者は変更を失念した。 今後、点検実施期限変更の妥当性評価を行い点検長期計画の改訂、および、再発防止対策を検討。</p>	G II	2月26日	
2	<p>【第三セシウム吸着装置の昇圧ポンプ(B)テスト弁グランド部からの滲みについて】 当直員が、第三セシウム吸着装置の運転操作時、第三セシウム吸着装置の昇圧ポンプ(B)テスト弁グランド部からの滲みを確認。 グランド部の増締めを実施したが、固くて出来なかったためテスト弁下部に袋養生を実施済み。 グランド部からの滲みが滴下する前に気がつき、昇圧ポンプ(B)から(A)に切替えたため、床面への滴下はなし。 今後、当該弁を交換予定。 また、交換までの滲み停止処置として、当該弁を取り外し閉止キャップを取付け予定。</p>	G II	2月25日	2021.3.3再審議にてグレード変更: G III → G II 【理由】 装置内の水の放射能濃度がグレード判定基準値を超過していることを確認したため。
3	<p>【第二セシウム吸着装置の吸着塔(1A)出口弁の全閉不可について】 当直員が、点検作業に伴い第二セシウム吸着装置の吸着塔(1A)出口弁を閉操作したところ、弁が固くて「全閉」できないことを確認。 当該弁は通常「全開」であるため、運転には支障なし。 また、隔離範囲を拡大することで点検も支障なし。 今後、当該弁を交換予定。</p>	G III	2月24日	
4	<p>【第二セシウム吸着装置のポストフィルター(A)出口弁の全閉不可について】 当直員が、点検作業に伴い第二セシウム吸着装置のポストフィルター(A)出口弁を閉操作したところ、弁が固くて「全閉」できないことを確認。 当該弁は通常「全開」であるため、運転には支障なし。 また、隔離範囲を拡大することで点検も支障なし。 今後、当該弁を交換予定。</p>	G III	2月24日	
5	<p>【第二セシウム吸着装置のポストフィルター(B)B出口弁の全閉不可について】 当直員が、点検作業に伴い第二セシウム吸着装置のポストフィルター(B)出口弁を閉操作したところ、弁が固くて「全閉」できないことを確認。 当該弁は通常「全開」であるため、運転には支障なし。 また、隔離範囲を拡大することで点検も支障なし。 今後、当該弁を交換予定。</p>	G III	2月24日	
6	<p>【第二セシウム吸着装置の吸着塔(2A)出口弁の全閉不可について】 当直員が、点検作業に伴い第二セシウム吸着装置の吸着塔(2A)出口弁を閉操作したところ、弁が固くて「全閉」できないことを確認。 当該弁は通常「全開」であるため、運転には支障なし。 また、隔離範囲を拡大することで点検も支障なし。 今後、当該弁を交換予定。</p>	G III	2月24日	